

第 607 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 26 日（月） 13 時 45 分～15 時 00 分
2. 場 所 滋賀県庁 危機管理センター 会議室 1
3. 出 席 委 員 谷口孝男 光永 靖 佐野高典 浦谷一孝 河島順二
小島俊明 松井弥惣治 森 善則 宮崎多恵子
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 西森書記
橋本書記
5. 説 明 員 中田部長 松田課長 上野参事 三枝参事
上垣課長補佐 佐野主幹（兼務） 西森専門幹（兼務）
酒井主席参事兼水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 宮 崎 多恵子 印

署名委員 河 島 順 二 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告

13 時 45 分開会

牧野事務局長

ただいまより、第 607 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日の御出席の委員は、ただいま 8 名ですが、宮崎委員はもうしばらくで来られるご予定です。来られましたら 9 名となり、定員 10 名の過半数の皆様に御出席いただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

本日の委員会は、第 23 期琵琶湖海区漁業調整委員会の最初の開催となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。紹介の順番につきましては、漁業者代表委員、学識委員、中立委員の順で、かつ、委員経験年数順、経験年数が同じ場合は五十音順とさせていただきます。それでは順にご紹介します。浦谷委員、佐野委員、松井委員。本日ご欠席されています奥村委員。河島委員、小島委員、森委員、光永委員、宮崎委員、谷口委員、以上、ご欠席の方を含め 10 名の委員の方をご紹介させていただきました。

続きまして農政水産部の中田部長から御挨拶を頂戴いたします。

中田部長、よろしくお願いいたします。

中田部長

農政水産部長の中田でございます。第 23 期琵琶湖海区漁業調整委員会の第 1 回目の会議の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様ご承知おきの通り、近年の琵琶湖では漁業不振が続いておりまして、琵琶湖の生産力の低下や気候変動の影響が懸念されているところです。

ホンモロコやニゴロブナなど、以前と比べて資源が回復傾向にあると思われるものもありますが、依然として厳しい状況にある魚種も多くあります。水産資源の安定的な確保が、琵琶湖における最重要課題であると考えています。

特にアユについては、琵琶湖漁業における最重要魚種との認識のもと、かねてより詳細な資源調査や人工河川の運用、冷水病対策研究、カワウ対策等に努めて参りました。しかし、昨年、今年と 2 年

続けて産卵河川の高水温による産卵不調や琵琶湖でのエサ不足により歴史的な不漁となっており、県としても大変危機感を持っております。引き続きアユ資源の動向に注視し、不漁の原因究明と対策の研究に注力するとともに、気候変動に対応するために、人工河川からアユの仔魚を琵琶湖へ流下させるタイミングや量を改善することを今年度から実施したいと考えています。加えて、水温の比較的低い天然河川における河床の耕耘など、新たな取り組みも併せて実施します。

ビワマスについては、かねてより非常に重要な水産資源ですが、近年、遊漁の対象としての人気が過熱しており、漁業と遊漁の調整が課題となっております。本日の委員会でもビワマス遊漁の承認制度についてご審議をいただくことになっています。

このような課題の多い状況でございますが、漁業者の方々には、自主的な資源管理措置による新たな資源管理や、「湖レコ」を活用したインターネット経由での迅速な漁獲量報告など、新たな取り組みに精力的にチャレンジしていただいているところです。

以上のように、本県水産業は重大な局面にあります。今回海区漁業調整委員に選任されました皆様には、委員会で取り扱う漁業権、漁業許可、規則や委員会指示などの様々な案件について、これまでの豊富な経験に基づく貴重なご意見を述べていただき、漁業調整だけでなく、漁業と遊漁の調整に御尽力賜る事になります。

安定した漁業は秩序ある漁業の基に成り立つものであり、漁業の秩序の維持には海区漁業調整委員会の役割が必要不可欠です。当委員会が琵琶湖漁業の発展のために、実りある成果をあげられることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（挨拶途中に宮崎委員到着）

牧野事務局長

ありがとうございました。宮崎委員到着されましたので改めて紹介させていただきます。宮崎委員です。

なお、中田部長は公務のため退席いたします。御了承願います。

続きまして、水産課の職員を紹介させていただきます。松田課長です。酒井主席参事兼水産試験場長です。上野参事です。水産振興係長の三枝参事です。漁場環境・資源係長の上垣課長補佐です。本委員会事務局の主任書記を兼ねます漁政係の佐野主幹、書記を兼ねます漁政係の西森専門幹、関主幹、橋本主事です。

改めまして漁政係課長補佐兼事務局長の牧野です。よろしくお願いします。

委員会の議事に入ります前に、委員の皆様の議席を定めたいと存じます。議席につきましては、琵琶湖海区漁業調整委員会会議規則第6条第2項の規定で、抽選により定めることとなっております。

ただいまから、事務局職員がくじをお持ちしますので、先ほどご紹介した順番に引いていただきますようお願いいたします。

皆様お引きになられましたので、浦谷委員から順に議席番号をお知らせ願います。

(抽選箱を事務局が持ち回り)

牧野事務局長

皆様お引きになられましたので、浦谷委員から順に議席番号をお知らせ願います。

浦谷委員	9です。
佐野委員	8です。
松井委員	7です。
河島委員	2です。
小島委員	6です。
森委員	3です。
光永委員	4です。
宮崎委員	1です。
谷口委員	5です。

牧野事務局長

ありがとうございました。次回の委員会からは、現在、浦谷委員がご着席されているところから議席番号順に着席いただきますようお願いいたします。

次に、漁業法第137条第2項の規定で、当委員会に会長を、また、漁業法施行令第13条第2項の規定で、同会長職務代理者を置くこととなっております。会長および会長職務代理者はそれぞれ、委員が互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

松井委員

引き続き、会長は谷口委員、職務代理は佐野委員にお願いしてはどうでしょうか

牧野事務局長

今、松井委員から、谷口委員に会長を、佐野委員に会長職務代理

をお願いしてはどうか、というご提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、谷口委員に第２３期琵琶湖海区漁業調整委員会の会長を、佐野委員に会長職務代理をお願いしたいと存じます。谷口委員、おそれいりますが、会長席にご移動願います。

それでは、本会の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

谷口会長

委員の皆様より、会長の御指名をいただきました谷口でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

さて、近年では、アユの不漁やビワマス遊漁の人気の過熱など、漁業を取り巻く環境は大きく変化し、かつ厳しいものとなっています。

このような問題が山積する中、当委員会の役割は、ますます重要になってくると思いますので、水産課や水産試験場とも協力しながら、琵琶湖漁業について、多岐にわたって議論していきたいと思えます。委員の皆様、何卒、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第 607 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、宮崎委員、河島委員をお願いしたいと思います。

本会は、第２３期琵琶湖海区漁業調整委員会の最初の開催となりますので、諮問事項に入る前に、まず、本委員会の概要について、事務局から説明願います。

委員会の概要について

事務局 佐野主任書記

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

無いようですので、議事に入ります。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明をお願いします。

（１）諮問事項

１）漁業の許可の制限措置の内容等について

水産課 西森専門幹

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

それでは、ただいま説明のありました漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは、協議事項に入ります。ビワマス遊漁にかかる承認制度について、事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

1) ビワマス遊漁にかかる承認制度について

事務局 関書記

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員

承認の決定方法に1回目の抽選で外れた者を対象とする2次抽選を実施と書いていますが、今現在はどういう状況ですか。

もう1点は、1人5匹までとなっていますが、その5匹までの釣ったビワマスを魚屋等に売っている事例があると聞こえてきます。これは禁止されているはずです。そういった遊漁者が引縄釣で手に入れたビワマスを魚屋に売って、そのせいでビワマスの単価が下がるというような弊害が出ています。このことについてどのように考えていますか。その2点伺います。

関書記

まず、現状というところですが、今シーズンにつきましては、1083人の枠で承認をしているところです。実際のところは、1083人に対して、全て旗を交付しているかというとそうではございません。承認を受けた方には、当選後に旗の発行に関する手続きをしてもらうことになっていますが、百数十名の方がその手続きをされていない状況です。すなわち実際には、1083人より少ない方に対して、旗を発行しているということになっております。

水産課ではあらわしを置いて取締をしています。ビワマスの承認の有無の確認を主な目的として取締を行っていますが、その中で旗を持っていない、あるいは承認を受けた方でない方が釣りをしてい

るような場面に出くわしたときには、船を止めて船上の確認をさせてもらっています。今年度、私は今年から取締の担当をしているところですが、今のところ船上に5匹以上持っているという現場には遭遇していません。販売されることにつきましては、情報を基に対応していきたいと思います。

佐野委員 販売のチェックはどうしていますか。

佐野主任書記 ビワマスの遊漁の場合は、釣った魚を販売することはできません。販売した場合は無許可操業に該当します。お店で提供することもできません。遊漁の承認を受ける手続きの中でも、そのことは周知をさせていただいております。水産課への直接の通報はほとんどないのですが、佐野委員がおっしゃったように売っているのではないかなというようなことを間接的に聞くことはございます。具体的な事例を我々は押さえられていませんので、そういった情報がありましたら是非水産課の方へ御連絡をいただきたいと思います。しっかりと証拠が押えられる状況であれば、しかるべき対応をしていきたいと思っています。

河島委員 資料の3-3を見ると、プレジャーボートが6月30日までで、遊漁船業は9月30日までになっている根拠は何ですか。

関書記 遊漁船業は承認数を40隻としたうえで、生業としてされているということを勘案しまして、漁業者と同じ9月30日までとしています。

河島委員 ちなみに漁業者で遊漁船業を営んでいる方はいますか。

関書記 漁業者の中にも遊漁船業を営んでいる方はおられます。

河島委員 それは40隻に含まれているのですか。

関書記 入っています。

谷口会長 他にございませんか。それでは、特に意義もないようですので、ただ今説明のありました“ビワマス遊漁にかかる承認制度について”は事務局の提示した案で進めることといたします。

それでは、次の報告事項に入ります。アユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 これまで越冬が順調に進めば5月くらいから獲れるだろうと言われていましたが、今、場長からの説明を聞くと、5月の魚群数が50群で平年の14%です。越冬が上手く出来ていないとみているのか、越冬はしたもののアユがいないとみているのか、試験場の見解はいかがでしょうか。

酒井場長 我々もそこを慎重に見極めながら評価したいと思っております。周回コースの調査結果では平年値の14%ですが、横断コースの5月の調査結果はまだ集計中ですので出ておりません。両方の結果を見ながら判断したいと思っております。

冬の間、生き残れたかどうかにつきましては、2ページ目の肥満度のところで、今シーズンかなり栄養状態が良くない状況でここまで推移してきたと申しましたが、こういった状況からも一部のものは冬の間減耗した可能性があるかとみております。ただどの程度減耗したかの量的な評価については、まだ評価できるだけの情報はありません。

佐野委員 もう今日26日なので、もうすぐアユの沖すくい漁が始まりますが、5月の結果まだは出そろっていないと言いますが、平年比の14%で生育も肥満度を見るとあまり大きくはなっていないという調査結果になっています。特に北湖の南部の方では、魚群数が少ないということであれば、あまり期待はできないということですか。

酒井場長 お答えするのが難しいのですが、横断コースの方の調査結果の集計はできておりませんが、担当者に聞きますとエリで獲れている琵琶湖北湖の南部で群れの反応が多かった、マキもみられたということですので、極端な不漁にはならないのではないかとみております。

森委員

誰が見てもアユの状況は良くありません。決して琵琶湖の中のアユの数は多くないのに、肥満度は悪く痩せた状態です。ということは、琵琶湖のアユの育成能力はこの程度で限界だと考えないといけません。人工河川で去年悪かったから、今年は親を倍にしてどんどん増やそうとやりましたが、この方程式も崩れました。人工河川に親を入れても琵琶湖のアユが増えません。琵琶湖の育成能力の問題にたどり着いて、これを議論しないといけない時期に来ていると思います。

酒井場長

森委員が今おっしゃっていただいたとおりだと思います。私たちも今の琵琶湖の魚を育む力が弱ってきているのではないかと強く心配しています。これは森委員がおっしゃったように決してアユが多くないのに、痩せているといったことに出ていると思います。アユだけでなく、ホンモロコも肥満度が下がっている、セタシジミも痩せているという状況がみられるようになってきましたので、単独の魚種の問題ではなく、琵琶湖の魚や貝を育む力、特に餌が足りていない状況になってきているのではないかと私たちも心配しています。その点を検討するための試験研究に今年度から3年間かけて取り組むこととしております。その中ではアユとニゴロブナを沖合あるいはニゴロブナについては稚魚の時期沿岸を使って生活しますので、アユとニゴロブナの稚魚を魚の側から琵琶湖の生産力を強化する。こういう取り組みをやりながら、今の琵琶湖の状態を理解し、それを改善するための対策を検討していきたいと思っております。

小島委員

現在のなかなか魚が育たない理由がわかるように、頑張っていたきたい。我々は、なぜ魚がいなかったかわからないので、それがわかれば何らかの対策ができると思います。我々は感触でしかわからないので、他府県の場合はどうなのかとか、そういうデータもあろうかと思っておりますので、頑張っていたきたいです。よろしくお願いいたします。

酒井場長

ありがとうございます。こういった問題は琵琶湖だけではなく、瀬戸内海や有明海など海の方でも先行して検討されていますので、そういったところの情報を参考にしながら、今の琵琶湖の環境のどんなところに課題があるのかこれを見出して対策につなげていき

たいと思います。

小島委員

森林の関係かなと思います。森から流れてくる水が非常に大きなところかなと思っています。その解決策を農林水産ですから、林業の研究も仲間なので、人手が足りずに放っておかれる部分が多いとかであれば、どうするか考えて投げかけないといけないと思います。協力しないといけなくなっていくと思うので、その協力の仕方もある大きな課題であると思います。地球の環境は放っておけばどうにかなる時代ではないので、1歩踏み出さなければならないと思います。

森委員

この問題で、餌不足ということで何とか植物プランクトンを増やしたいとなると当然栄養塩の問題が出てきます。これの散布の許可を求めたところ、その返事として県は、今の琵琶湖の水が昭和30年ごろと同等の水質と推測されるということでした。それを言うなら、その当時の魚はどこに行ったのでしょうか、魚の餌はどこにいったのでしょうか。昭和30年と言えば、大漁の時代です。こういう返事をもらうと前に進むことができるのかと疑問に思います。昭和30年と今の琵琶湖が同じはずはないと誰もが思うはずです。土台から考え直す必要があると思います。

酒井場長

栄養塩の濃度の点から見た時に、魚がたくさん獲れていた頃と同程度になり、水質としては改善してきたという見方もありますが、水質は改善しても魚は戻ってこないというところに課題があると認識しています。先ほど申し上げました魚の側から今の琵琶湖の状況を評価するというのは、例えばアユにとって、今の琵琶湖の環境は、いつの時期に何が足りないから増えないのかをちゃんと評価しようと、そういう点から今の琵琶湖の環境が魚にとって住みやすいかどうか評価しよう思っております。そのあたりは琵琶湖環境部の方々とも議論しながら進んでいきたいと思っております。

森委員

アユに関しては、去年、今年と連続して漁獲が悪いので、一部の養殖業者は海産アユを入れると言っています。これは由々しき問題です。今年の秋、当然人工河川フル稼働でやるのですが、来年またアユがいまませんでは、本当に琵琶湖のアユ漁業はどこかに行ってしまう。海産を入れて調子がよければ、皆海産を使うようになってしまいます。

酒井場長

その点も我々心配しておりまして、来シーズンに向けては何としてもアユ資源が回復できるように、人工河川の運用も昨年のやり方を見直して、水温が高過ぎる時期に琵琶湖に流下させても生き残らない可能性があるかとみていますので、なるべく流下させる時期を遅らせて、極端なピークを作らないようにして危険分散しながら、効果がより高まるようなやり方をしていくことを検討しています。また、天然河川でも水温の低い川、知内川は水温が低いのですが、そういう水温の低い川を耕耘して、アユがより卵を産みやすい状況を作り出して、天然産卵がなるべく順調に行えるような対策を検討しているところです。

谷口会長

前回の委員会でも人工河川に放流しても育たないという話は、同様の意見がありました。今、水産試験場から新しい研究に取り組むという話がありましたから、ぜひ水産試験場には今までと違うこういう取り組みで何に向かってどういうことをするというのを、それでわかることがあれば、少なくともこういうタイミングがあれば説明をしてください。皆さんの現場の声を生かしながら、そういう風に持って行ってほしいと思います。せっかくこういう議論をしていて、そういう新しい取り組みをしていただくということですので、説明をして取り組んでいただきたいと思います。

谷口会長

他にございませんか。

ないようでしたら、続きましてその他として、内水面漁業振興計画と淡水真珠振興計画について水産課から報告があるということです。水産課から説明をお願いします。

(4) その他

1) 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画の策定について

水産課 三枝参事

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員

滋賀県の真珠養殖振興計画について、今現在 14 kg 程度しか生産していないということで、今県内に何件の事業者があるか知りませんが、とても採算の合う業種ではありません。柳平湖でもやってい

ましたが、やめてしまいました。真珠養殖の計画はいいけれども、経営の安定に資するように、水産課はどう考えているのですか。あるいは、真珠産業が潤ってこそ真珠母貝漁業がやっていけますが、堅田内湖では母貝の成長が良いと聞きますが、果たしてそれを養殖業者が買ってくれるかどうか。いくら大きく成長しても需要がなければいけない。そのあたりは水産課としてどのように考えていますか。

三枝参事

委員御指摘のとおり、真珠産業にはたくさんの課題がありまして、しかもそれがそれぞれ密接に関係しています。大きな課題としては母貝が育たないといったことがあります。そこにつきましては令和6年度から、堅田内湖に真珠の母貝のもとになる稚貝を作る事業に取り組んでいます。こういった取り組みを通じまして、まずは真珠を作る基の貝が手に入る状況を作ることが不可欠と感じています。さらに加えまして、真珠をしっかりと作ることができて、作った真珠が売れていく、真珠産業のそれぞれのステージにおいて全ての課題を少しずつですが、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。そうすることで作った母貝が、また売れるようになって、真珠の生産量が上がっていく。非常にたくさんの課題がございますが、あきらめることなく取り組んでまいりたいと思います。

佐野委員

現在、滋賀県内に真珠養殖業をしているのは何社あるのですか。そして、どれだけの真珠を生産しているのですか。

三枝参事

今現在、中心的に真珠を作って、販売しているのは5社と考えています。生産量は15kgほどとなっております。単純に5で割ると3kg平均になってしまいます。今現在真珠の養殖だけで、営業を成り立たせていくのは非常に厳しい一面があるとみております。一方で真珠の技術を持った方が少なくとも5人はおられるのは心強い部分でもございます。そこから技術が継承されて、再び滋賀県の琵琶湖の真珠というものが世に多く出回るといったところを期待しています。

佐野委員

説明があったように、真珠母貝が少ないからという理由で真珠業をやめていき、今、5業者ということです。真珠母貝の生育には堅田内湖の水質が適していて、そこでは秋までに結構大きくなることが昨年の実験でわかってきましたが、その成長した母貝を滋賀県の

真珠養殖業者は購入してくれるのですか。

三枝参事

自社で生産されている業者さんもありますので、すべての業者が買うとは限りませんが、購入してでも母貝を入手したいという声も聞いているので、需要があるものと思っております。

谷口会長

事務的なことですが、報告いただいているスケジュールを見ると、常任委員会への説明・報告に合わせてということですが、どのように報告していくのですか。

三枝参事

琵琶湖海区漁業調整委員会におかれましては、開会のスケジュールは事務局が組んでいると思いますので、開催の都度、進捗について御説明させていただきたいと思います。

谷口委員

それでは、他にないようでしたら、以上で第 607 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。